

神戸大学における
多様な性・ジェンダーに関する基本方針
とガイドライン

令和4年9月

(令和5年9月一部改正)



神戸大学ダイバーシティ推進宣言

神戸大学は、「学問の発展、人類の幸福、地球環境の安全及び世界の平和に貢献すること」を目指し、21世紀の世界が直面する様々な問題に対応できる人材を育成しています。しかしながら、これらの問題を克服するには多様な経験や視点から生まれる洞察力だけでなく、未知のものと出会う刺激から生まれる新しい「知」の創造が必要です。

そこで、神戸大学は、2007年より推進している男女共同参画に加えて、ダイバーシティ（多様性）を推進し、ジェンダー、性的指向・性自認、エスニシティ、文化、宗教、言語、出自、年齢、学歴、心身の特徴などの属性や特性にかかわらず人間として尊重し、それぞれの個性や能力を発揮できる学習・教育・研究・就労環境を整備します。

このようなダイバーシティの推進は、ときに軋轢や対立などを生じます。しかし、神戸大学の全構成員は、それらの衝突を恐れずに、多様性を尊重し、個性が輝くキャンパスを実現します。そのことを通じて創造できる「知」は、神戸から世界へと新しい地平を切り拓くことを確信し、ここに神戸大学はダイバーシティの推進を宣言します。

神戸大学長

(2018年12月13日)



神戸大学「多様な性・ジェンダー」に関する基本方針

神戸大学は、2007年より推進している男女共同参画に加えて、2018年12月に策定した「神戸大学ダイバーシティ推進宣言」において、ダイバーシティ（多様性）を推進し、ジェンダー、性的指向・性自認、エスニシティ、文化、宗教、言語、出自、年齢、学歴、心身の特徴などの属性や特性にかかわらず人間として尊重し、それぞれの個性や能力を発揮できる学習・教育・研究・就労環境を整備することを公表しました。

本学が目指す多様性を尊重し、個性が輝くキャンパスをより豊かに実現するために、多様な性・ジェンダーの権利を認識し、偏見と差別をなくすよう、構成員への啓発活動を行うことを基本方針とします。

神戸大学は、「神戸大学ダイバーシティ推進宣言」とこの基本方針を踏まえ、多様な構成員の意思と選択の自由が尊重され、その個性と能力が存分に発揮できる学修、研究、就業環境の整備に取り組んでいきます。

上記の基本方針に基づき、学生及び教職員への配慮・対応ガイドラインとして、次のとおり取り組みます。

- (1) 一人一人の意思と選択を常に尊重する。
- (2) 個人情報の保護を徹底する。
- (3) 当人を中心とし、必要に応じて教職員からなるチームをつくり、そこで十分に話し合い、問題の解決やニーズへの対応を考える。
- (4) 学内の各部門などが連携・協力し、必要に応じて学外の関係者のサポートも受けて、対応に向けて取り組む。
- (5) 教育・研究・その他の学生生活、就業環境など、当人の学内における生活全般に関し、合理的配慮を図る。
- (6) 多様な性・ジェンダーに関する理解促進に係る啓発を行い、差別を許容しない環境を作る。

2022年9月27日

目次



<学生・教職員>

- ◆1. カミングアウトについての周囲の対応 2
- ◆2. アウティングの禁止 2
- ◆3. 環境整備 3

<学生に関すること>

- ◆4. 氏名・性別の情報とその管理について 4
- ◆5. 授業について 6
- ◆6. 学生生活について 7
- ◆7. 学生生活・就職活動に関する相談 8

<教職員に関すること>

- ◆8. 氏名・性別の情報とその管理について9
- ◆9. 福利厚生制度について 9

- ◆ 相談・サポート体制..... 1 0
- ◆ 用語について 1 1
- ◆ 学生の通称名の使用について 1 3
- ◆ 神戸大学における学生の通称名等の使用に関する要項 1 4

＜学生・教職員＞

1. カミングアウトについての周囲の対応



① カミングアウトとは

マイノリティの人々は人に知られていない/知らせていないことを知らせるかどうかが選択が必要な場面に直面することがあります。このときに行われるのが「カミングアウト」です。これは「自分を偽る」といった苦痛や不利益の軽減のほか、一人の人間として尊厳ある生き方の実現を求めるといった意味を持つもので、よく誤解されるような単なる少数者の自己主張や自己満足ではありません。

LGBTQI+の人々への差別や偏見が未だ根強い中で、自らが LGBTQI+であるとカミングアウトすることは重い決断であるだけでなく、大きなリスクも伴います。カミングアウトは気軽にできるものではなく、あくまでも当人の判断で、当人の望むタイミングで、望む範囲に行うべきものです。

② カミングアウトされた場合の対応

それまで表にしていなかった秘密を打ち明けられた時、戸惑いを感じる人も多くいるものです。カミングアウトをされたときには、まずは相手の気持ちを受けとめましょう。

「誰にも言わないで欲しい」と言われてカミングアウトされたとしても、守秘義務のある相談窓口にご相談することができます。カミングアウトに対してどうすればよいかわからないとき、何か気になることがあるときは、カミングアウトされた側も相談窓口にご相談に来てください。

2. アウティングの禁止



① アウティングとは

自らが LGBTQI+であることを公表することは「カミングアウト」ですが、同意なしに他人の特性（セクシュアリティなど）を勝手に言いふらすことを「アウティング」と呼びます。前述のように、自らの特性を他人に話すことは、当人にとって大切な行為であり、大きなリスクも伴います。偏見や差別的な意識を持って、公表されていない他者の特性を勝手に言いふらすことは、LGBTQI+当事者の心の中に起こる衝撃や絶望は計り知れず絶対に許されません。また自分に悪意はなく、良かれと思った対応が、結果的にアウティングにつながる場合があることを覚えておきましょう。例えば、友人が LGBTQI+ではないかと思った場合、「私は LGBTQI+への差別や偏見を持たないから、良かったら打ち明けて」と、カミングアウトを勧める行為もアウティングにつながる危険性を伴います。

② アウティングを受けたら（LGBTQI+当事者の方へ）

誰かにアウティングをされたとき、自分だけですぐにアウティングをした相手に抗議したり、どこまで知られてしまったのかを確認したりしたくなるものです。ただ、そうした場合に、結果的に大きく広がってしまうリスクもあります。アウティングを受けた場合の相談は、学内の相談窓口でお受けします。状況によっては、警察や司法の介入が必要となることもあります。

3. 環境整備



本学のキャンパスマスタープランにおいては、大学の利用者にとってやさしいキャンパスを創るにあたって、全ての利用者に配慮した施設や設備の計画を進めるユニバーサルデザイン化の推進に取り組むべき課題としています。

① だれでもトイレ（多目的トイレ）

本学では、各建物に多目的トイレが設置されていますが、ユニバーサルデザインの観点から、「障害者への配慮」「子ども連れへの配慮」「LGBTQI+への配慮」等を行った、だれもが使いやすい『だれでもトイレ』の整備の構想があります。

また、だれでもトイレのサインについても、誰でも使いやすく（入りやすく）、かつ、備わっている設備等が分かりやすいよう、デザインの見直しを図り、順次更新を行っていく予定です。

② 更衣室

本学の更衣室は、男女別に分かれています。施設、設備の状況により、必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、更衣に当たり個別対応が必要な場合は相談窓口（キャンパスライフ支援センター又は所属学部・研究科事務室）までご相談ください。

<学生>

4. 氏名・性別の情報とその管理について



(1) 氏名の変更

本学における学生の氏名は、本名（戸籍上などの氏名）を使用することを原則としています。旧姓又は自認する性に基づく通称名の使用を希望する場合は、所定の手続きを経た上で使用することができますので、所属部局の教務学生担当係までご相談ください。

通称名の使用に関する手続き後、学生証（再発行申請が必要）をはじめ、うりぼーネット、大学が発行する各種証明書に表示される氏名は、希望した通称名に変更となります。大学では本人の申出により通称名等の使用を認めていることについて、神戸大学における学生の通称名等の使用に関する要項様式5号「学生の通称名等の使用について」を発行しますので、必要な場合は、所属の教務学生担当係にご依頼ください。

ただし、通称名は、法令等により、戸籍上（外国人の場合はパスポートなど）の氏名を使用することとされている文書においては使用できません。教育職員免許状申請やJASSO奨学金の申請など、学外機関への申請書類や各種国家試験の受験等については、戸籍上（外国人の場合はパスポートなど）の氏名での申請書、証明書等が必要となります。

(2) 性別の変更

性別については、戸籍上（外国人の場合はパスポートなど）の性別のまま（男又は女）となります。戸籍上の性別が変更された場合は、学籍上の性別情報の変更が可能です。

(3) 性別情報の取扱い

本学では、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されることがないように、以下のとおり対応します。

① 名簿

学生に配付・掲示する名簿については、必要のない限り性別欄を除外します。

② 教務情報システム

教務情報システムで性別情報にアクセスできる権限を有するのは、教務・学生担当の教職員のみです。

(4) 大学が発行する証明書等の性別記載

本学が発行する証明書等のうち、性別記載の有無については下記のとおりです。

<性別記載のないもの（令和4年8月時点）>

在学証明書、学業成績証明書、卒業（修了）見込証明書、学割証、卒業（修了）証明書、学位授与証明書

＜性別記載のあるもの（令和４年８月時点）＞

通学証明書、健康診断証明書（性別記載について相談できます。保健管理センターへご相談ください。）等

（５）大学に提出する諸書類における性別情報の記入

本学に提出する諸書類（入学料免除・徴収猶予申請書、授業料免除申請書や各種申請書等）のうち、主な書類への性別情報の記入の有無については以下のとおりです。

＜性別記載のないもの（令和４年８月時点）＞

民間奨学金申請書、入学料免除・徴収猶予申請書、授業料免除申請書、課外活動団体部員名簿等

＜性別記載のあるもの（令和４年８月時点）＞

学生寮入居許可申請書類、国際交流会館入居許可申請書、学生健康診断票、教育実習参加申込書、介護等体験実施申込書等

5. 授業について



① 学外実習の履修

実習受入先の体制や状況により必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、学外実習で想定されるトイレや更衣室、服装等に関して事前に実習を担当する教員や、所属学部・研究科の事務にご相談ください。どこに相談してよいのか迷ったり、不安を覚えたりするときは、キャンパスライフ支援センターにご相談ください。

② 授業におけるグループ分け

授業におけるグループ分けにおいて、本学では性別によるグループ分けが不必要に行われることがないよう教職員に周知を図ります。

③ 授業等における呼称

通称名の使用の手続きを経た学生の氏名は、名簿類にも反映されます。氏名を呼ぶ必要がある場合は、名簿の記載に基づき行われます。また、適切な敬称及び三人称を使用することについて教職員に周知を図ります。

④ 全学共通授業科目「健康・スポーツ科学実習基礎」「健康・スポーツ科学実習 1・2」における配慮

本学の全学共通授業科目「健康・スポーツ科学実習」では、以下のような実習に関する配慮を実施しています。履修開始前に相談又は対応を依頼したい場合には、相談用のメールアドレスを教養教育院 HP やシラバスに開示しています。また、第 1 回目の授業で受講上のガイダンスを行うので、その際に担当教員に相談してください。他にも、事前に相談したい場合は学務部学務課共通教育グループ（078-803-7533）に連絡してください。相談内容については、守秘義務を遵守します。

●授業の履修

全学共通授業科目「健康・スポーツ科学実習基礎」「健康・スポーツ科学実習 1・2」において、スポーツ種目の特性上、事故やケガ防止という安全面の配慮から、男女別の要素がある授業内容があります。これらについてはシラバスや第 1 回目のガイダンスで説明されます。また上記の授業では複数の種目が設定され、選択できるようにしています。事前の相談内容に応じて、自分に合った種目を選択できます。

●更衣室

更衣室の使用について、希望があれば事前にご相談ください。本人の希望に基づいて、単独で更衣可能な別室の使用や、更衣する時間を他の学生と重複しないようにずらすなどの対応をしています。施設、設備の状況により必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、最善の方法を取っていきます。

6. 学生生活について

① 定期健康診断

本学で実施する定期健康診断について、希望により個別対応しますので保健管理センター（電話：078-803-5245）へ申し出てください。

② 学生宿舎

本学には学生宿舎が複数ありますが、男女の共有スペースや居室の男女フロア分け等の設備面や運用面は建物毎に異なりますので、入居申請前に学務部学生支援課（日本人）（電話：078-803-5220、Email: stdnt-ryou@office.kobe-u.ac.jp）又は学務部国際交流課（留学生）の寮担当事務（電話：078-803-5264、Email: stdnt-ryulife @office.kobe-u.ac.jp）へご相談ください。学生の支援に関する重要事項を協議している学生委員協議会の下に設置された学寮小委員会などで可能な支援について検討させていただきます。

建物名	入居者	フロア等	トイレ	シャワー・浴室
国維寮	日本人学生 留学生	男女共通	各室 UB トイレ設置、 3階共用トイレ(男女別)	各室 UB 設置
住吉国際学生 宿舎	日本人学生 留学生	フロアによって男 女分け	各室トイレ設置	男女別に共用浴室及び共 用シャワールーム
住吉寮	日本人学生 留学生	男子のみ	各室 UB トイレ設置、 1階共用トイレ(男女共 用)	各室 UB 設置
女子寮	日本人学生 留学生	女子のみ	各室 UB トイレ設置、 1階共用トイレ(女子用)	各室 UB 設置
白鷗寮	日本人学生 留学生	フロアによって男 女分け 1ユニット4人部屋	各室トイレ設置	各フロア毎共用浴室
インターナショナル レジデンス	留学生	男女共通	各室 UB トイレ設置	各室 UB 設置
国際交流会館 (ユニット単身室)	留学生	フロアによって男 女分け 1ユニット4人部屋	各室トイレ設置	各フロア毎共用浴室

7. 学生生活・就職活動に関する相談



学内では、下記のような相談をすることができます。相談の際には相談員から状況をお尋ねしますが、意に反してカミングアウトをする必要はありません。

① 学生生活に関する相談

キャンパスライフ支援センターでは、修学における困りごとや問題について相談できます。保健管理センターのこころの健康相談では、ジェンダー・セクシュアリティ、性にまつわることを含む学生生活上の様々な悩みや問題について専門家が対応します。留学生の方は、グローバル教育センターでも対応します。

② インターンシップ・就職活動

インターンシップへの参加や就職活動に関しては、応募に関することから、働き始めてからのキャリアに関することまで、キャリアセンターのキャリアアドバイザーが相談に応じます。

＜教職員＞

8. 氏名・性別の情報とその管理について



① 氏名の変更

本学における教職員の氏名は、本名（戸籍上などの氏名）を使用することを原則としています。ただし、法令等又は本学の学内規則等により制限されている場合を除き、旧姓又は通称（戸籍上（外国人の場合は在留カードやパスポートなど）の氏名又は旧姓ではないが自他ともに認め一般に通用し、その使用に当たって当該職員の同一性の確認等の面から支障がないと認められる氏若しくは名）を使用することができます。

希望する場合は、所定の手続きを経た上で使用することができますので、所属の人事担当係等にお尋ねください。

② 性別の変更

戸籍上（外国人の場合は在留カードやパスポートなど）の性別が変更された場合は、性別情報の変更が可能です。

③ 性別情報の取扱い

本学では、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されないよう、慎重に取り扱うべき個人情報として管理します。特に名簿と職員の個人情報を管理するシステムでの性別情報については、以下のとおり慎重に取り扱います。

●名簿

名簿については、原則として性別欄を除外するよう、全学的に周知、徹底を図ります。

●教職員の個人情報を管理するシステム

教職員の個人情報を管理するシステムの性別情報にアクセスできる権限を有するのは、人事・総務担当の職員等に限定されています。本学では、当該職員に対して、性別情報を含めた個人情報の取扱いに関する研修だけでなく、LGBTQI+に関する研修を受けることなどで、多様な性・ジェンダーに関する理解を深めることを推進し、性別情報の慎重な取扱いを広く啓発していきます。

また、今後、大学に提出する諸書類について、性別情報の記載が本当に必要かどうかを精査していきます。

9. 福利厚生制度について



本学では、LGBTQI+ を含む様々な属性や特性を持つ教職員全てが尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できる就労環境を目指し、パートナーがいる教職員が、配偶者がいる教職員と同様に以下の福利厚生制度（国及び文部科学省共済組合の制度を除く。）を受けることができるよう学内規程を整備していきます。

休暇制度（特別休暇）、休業制度（育児・介護・配偶者同行）、諸手当（扶養・住居・単身赴任）。

相談・サポート体制について

本学では、多様な性・ジェンダーに関する相談窓口を以下のとおり設置しています。ここでは、主に本学の学部・大学院の学生、教職員及びその家族を対象に日常生活で感じた違和感や心配事、不自由などについて相談ができます。

また、相談内容によっては、学内・学外の適切な機関をご紹介します、連携して対応することもあります。その連携の範囲や内容については、事前に本人と確認したうえでプライバシーを守りながら進めますので、安心してご相談ください。

□相談窓口

＜学生・教職員＞		
ジェンダー平等推進センター 開室時間 (平日 10:30～16:00)	E-mail	gnrl-kyodo-sankaku@office.kobe-u.ac.jp
	HP	https://www.office.kobe-u.ac.jp/opge-kyodo-sankaku/

＜学生・教職員＞		
保健管理センター 開室時間 (平日 9:00～17:00)	電話	078-803-5245
	HP	http://www.health.kobe-u.ac.jp/

*内科

本学で実施する定期健康診断について、必要に応じて個別対応などの配慮を事前に相談することができます。

*精神科

性についての悩み（精神的苦痛）やメンタルヘルス相談については、「こころの健康相談」で受け付けており、精神科医・臨床心理士が対応しています。希望に応じて専門医療機関への紹介も行っています。

＜学生＞		
キャンパスライフ支援センター 開室時間 (平日 10:30～16:00)	E-mail	stdnt-campuslife@office.kobe-u.ac.jp
	HP	https://www.kobe-u.ac.jp/SCCL/

* 授業の調整を希望する場合に、相談することができます。

□ 予約の方法

各センターの開室時間中は、利用学生の対応があるため、事前予約をお勧めします。

各センターの E-mail 又は電話へ、相談者のメールアドレス、お名前、相談趣旨（概略のみ）、希望する予約日時を連絡してください。

※ 各センター開室時間外に届いたメールについては、翌開室日以降に対応します。

用語について

◆ 性的指向とは

「性的指向」とは、性的な関心が誰・何に向かうかをいうものです。

人によって、性的指向のあり方は様々です。自分と異なる性別の人を好きになる人（男性が女性を好きになること、女性が男性を好きになること）、自分と同じ性別の人を好きになる人（男性が男性を好きになること、女性が女性を好きになること）、相手の性別を意識せずにその人を好きになる人などがいます。

◆ 性自認とは

「性自認」とは、自己の性別についての認識のことをいいます。

出生時に割り当てられた性別に違和感を持ち、異なる性別を生きる人のことを「トランスジェンダー」といいます。なお、この状態に関して日本では「性同一障害」と呼ばれる場合があります。

◆ 「LGBTQI + 」と「SOGIESC」

「LGBTQI」とは、以下の言葉の頭文字をとったものです。

- L** レズビアン： 同性を好きになる女性
- G** ゲイ： 同性を好きになる男性
- B** バイセクシュアル： 両性を好きになる人
- T** トランスジェンダー： 出生時に割り当てられた性別に違和感を持ち、異なる性別を生きる人
- Q** クエスチョニング： 性自認や性的指向などが定まっていない、意図的に定めていない人
- I** インターセックス： 身体的性が一般的に定められた男性や女性の間、さらにどちらにも一致していない人



これら以外の多様なジェンダーを「+（プラス）」という表現で加え、「LGBTQI + 」と表現しています。

「SOGIESC」とは、以下の言葉の頭文字をとったものです。

Sexual **O**rientation : 性的指向（性的関心が誰・何に向かうか）

Gender **I**ntity : 性自認（性別に関する自己認識）

Gender **E**xpression : 性表現（表現したい性）

Sex **C**haracteristics : 性的特徴（生物学的・解剖学的な身体の性）

これらは、あらゆる性のあり方を表現する言葉で、すべての人が対象です。異性を好きになることや、生まれた性に違和感がないことも性のあり方のひとつです。性はグラデーションとも言われ、人の数だけ性のあり方が存在します。

(参考)

・SOGI の多様性に関する学生への配慮・対応ガイドライン（大阪大学）

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/2101>

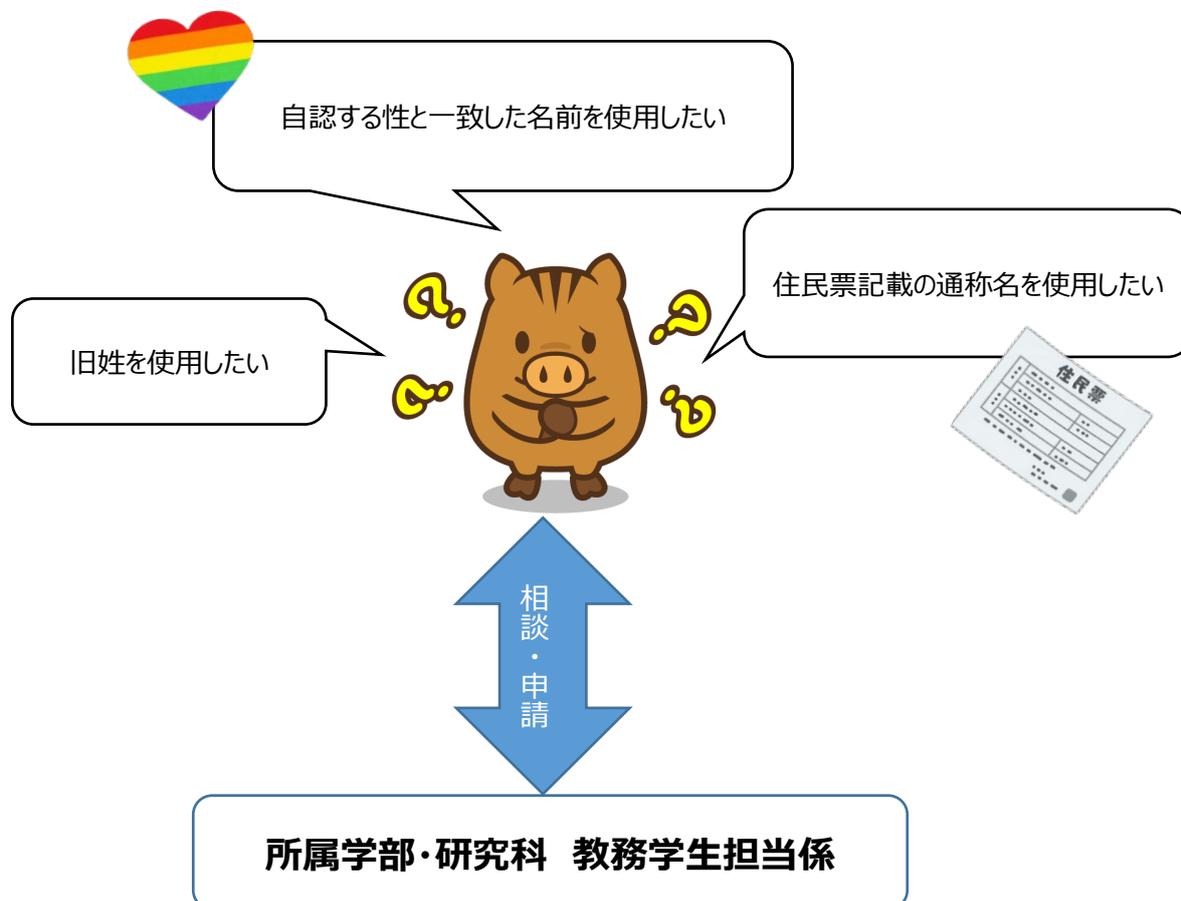
・L G B T等に関する 名古屋大学の基本理念と対応ガイドライン（名古屋大学）

https://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/upload_images/guideline03162021.pdf

・セクシュアルマイノリティ学生のための サポートガイド（早稲田大学）

https://www.waseda.jp/inst/gscenter/assets/uploads/2019/04/sexual_minority_students_Ver.2.pdf

学生の通称名の使用について



手続き後に可能となること

- ・通称名で学生証・各種証明書を発行
- ・通称名使用許可証明書を発行
- ・学位記に戸籍上の氏名及び通称名を併記



神戸大学における学生の通称名等の使用に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、神戸大学(以下「本学」という。)における学生の旧姓及び通称名(以下「通称名等」という。)の使用並びに卒業、修了又は退学後の取扱いに関し必要な事項を定める。

(通称名等を使用できる場合)

第2条 通称名等を使用できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 婚姻等により戸籍上の姓を変更した学生が旧姓を使用する場合
- (2) 戸籍に記載された氏名を変更していない学生が、自認する性との不一致を理由として通称名を使用する場合
- (3) 外国籍の学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、学生が通称名等を使用することが適当であると学部、研究科等の長(以下「学部長等」という。)が認めた場合

(通称名等が使用できる文書等)

第3条 通称名等は、次の各号に掲げる文書を除き、使用できるものとする。

- (1) 法令等により、戸籍上の氏名を使用することとされている文書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、戸籍上の氏名を使用することが適当であると学部長等が認めた文書
- (通称名等の使用申出)

第4条 通称名等の使用を希望する学生は、通称名等使用申出書(別記様式第1号)に確認書類を添えて、所属する学部長等に申し出るものとする。

(通称名等の使用許可)

第5条 学部長等は、通称名等の使用を認めた場合は、通称名等使用許可通知書(別記様式第2号)により、当該学生に通知する。

2 学部長等は、申出の内容に虚偽があった場合は、許可を取り消すことができる。

(通称名等の使用中止申出)

第6条 通称名等を使用している学生が、通称名等の使用を中止する場合は、通称名等使用中止申出書(別記様式第3号)により、学部長等に申し出るものとする。

(記録)

第7条 通称名等の使用を許可した場合、中止の申出があった場合又は許可を取り消した場合は、その旨を教務情報システムに登録するものとする。

(学位記に記載する氏名の取扱い)

第8条 通称名等の使用を認められた学生の学位記には、通称名等を記載する。ただし、学位記に記載する氏名を、次の各号のいずれかの表記とすることを希望する場合は、学位記における氏名表記申出書(別記様式第4号)を学部長等に提出しなければならない。

- (1) 戸籍上の氏名のみの表記
 - (2) 戸籍上の氏名と通称名等の併記
- (卒業、修了又は退学後の取扱い)

第9条 卒業、修了又は退学（以下「卒業等」という。）の際に通称名等を使用していた学生に係る文書等の氏名については、卒業等後も同様に扱うことができるものとする。

2 卒業等後に戸籍上の氏名又は性別を変更した者が、変更後の戸籍上の氏名又は性別を文書に記載することを希望する場合で、学部長等が適当であると認めるときは、変更後の戸籍上の氏名又は性別を記載することができるものとする。

3 前項の場合における申請様式は任意とし、戸籍抄本を添付させるものとする。

（通称名等を使用していることの証明）

第10条 通称名等を使用する学生から申出があった場合は、本学において通称名等の使用を認めている旨を記載した文書（別記様式第5号）を交付するものとする。

2 通称名等と戸籍又は住民票上の氏名との同一性の証明については、当該学生の自己の責任において行うものとする。

（雑則）

第11条 この要項に定めるもののほか、学生の通称名等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年9月27日から施行する。